

書 評

A・R・クルカルニー著『シヴァージー時代の  
マハーラーシュートラ』(A. R. Kulkarni, *Ma-  
harashtra in the Age of Shivaji*, Poona, 1969,  
pp. xxiii+308)

深 沢 宏

インドのプーナ大学歴史学教授A・R・クルカルニー博士から標題の御著書を頂き、英文と日本文とで書評を書くように依頼された。英文の書評は、同教授の御指示により、プーナ大学ゴーカレー政治・経済研究所紀要『アルタ・ヴィジュナーナ』第一四巻、一九七二年九月号に掲載して頂いたもので、ここに同じ趣旨の邦語書評を記して、同教授との約束を果たしたいと思う。なお、右のゴーカレー政治・経済研究所のV・D・ディウエーカル氏も本書の書評を、デリー大学経済学院刊行の『インド経済社会史評論』第九巻第二号(一九七二年六月)に書いておられる。

一六三〇年から一六八〇年までのいわゆるシヴァージー時代のマラータ王国に関する研究は、英文でもマラーティー語でも少なからず発表されているが、それらは、概して、この国の政治的・軍事的変遷、行政諸制度、文化的・宗教的背景に限られ

ており、この国の社会的・経済的狀態についてはあまり大きな関心は払われなかったといえる。クルカルニー教授の本書は、最近、インドの歴史学界に台頭してきた経済史的傾向にそうものであり、主としてマラーティー語で書かれた既刊の一次史料を網羅的に利用して、この時期のこの王国の経済生活の諸局面を主題とした最初の研究である。

本書は、著者が一九六四年にインドのマラートワダー大学に提出した博士論文に訂正を加えたもので、全部で一〇章から成る。また、巻中に、シヴァージーの彫像の写真一葉と、この王国のかなり詳しい地図一枚とが含まれ、第一、二、四、五章の末尾には、一つまたは二つの有益な補遺も加えられている。まず本書の極く簡単な要旨を記し、つぎに若干の疑問点を指摘しよう。

第一章「序論」において、著者は、利用できる史料の断片的性格のゆえに、この時代のこの地方における経済生活の年次的発展をたどることは不可能であると述べ、本書は、そこでの経済状態・経済活動の網羅的な描写以上のものではないと断わっている。第二章「村落」は、村役人、村職人、耕作農民、その他の村の居住者を取り上げ、それらの権利と義務を論じている。第三章「土地」では、村内に見られた多様な地目が指摘され、その売買・譲渡などが検討されている。ついで第四章「農業、灌漑、飢饉」は、耕作農民の状態と耕作用具、農作物の種類、灌漑方法、庭園と森林、飢饉、植民などの問題を取り扱っている。第五章「政府収入」では、地租以外の直接・間接税、追加

徴収、村の負担規模、特定の宗派や宗教行事に課せられた税、造船業を含む国営工業、貢納、罰金、鑄貨料、戦利品、敵領からの四分の一税と一〇分の一税、歳入総額の推定などが論ぜられている。第六章「地租」では、前章から除かれた地租について、その徴収の制度と方法、規模、その他地租に関する諸問題が取り扱われている。第七章「政府支出」は、宮廷支出、民事・軍事行政費、公共事業費を論じている。ついで第八章は「人口」と題され、この時代のこの地方の総人口、コーンカンとデーシヤの特定諸地域における村落の平均人口、若干の聖地における聖職、パラモンの数などが、様々な仮説を設けたうえで推定されている。第九章「工業、交易、商業」は、村内の手工業とサービス業、市場地、運輸・通信、峠の関所と通関税、商・工業の中心地、製塩業、交易商品などを論じている。そして最後の第一〇章「貨幣、金融、利子」は、この王国で流通した多様な通貨、金融の組織と方法、政府の融資、物価の変動などを検討している。

右の概要が示すように、本書は、この王国の経済生活に関連する重要な論点を網羅的に取り扱っており、中世インド経済史、特に一七世紀デカン経済史のエンサイクロペディアの如き性質を持っている。本書の有益さを考慮して、以下に若干の疑問点を記そう。第一に、著者は、第二章で郷主と郷書記の権利と役得に言及した箇所で、「免稅村」については何も触れていない(三九―四五頁)が、これは、かかるものが存在しなかったという意味であろうか。また同じ章で、村の手工業者やサービス

人に触れた箇所(四六―四八頁)で、「正規のバルテーター」という語は拡大解釈に過ぎると思われるし、それに「アルータ」という重要な用語を示すにあたり、同時代の根拠が何も記されていない。第二に、著者は、第三章で、根拠を示すことなく、世襲役職のゆえに永久的に保有された土地はワタンと呼ばれたと述べている(六四頁)が、かかる土地は「イナム地」と呼ばれたのではないであろうか。「ワタン」という語は、土地だけではなく、その他の権利・役得を総称する語であったはずである。また同じ章で著者は、根拠を示すことなく、村の職人やサービス人がその仕事の代償として与えられた土地は、正当に入れることはできたが売却することはできなかったと記している(六八頁)。これが真実であるならば重要である。何故なら、村の職人やサービス人は、この次の世紀、一八世紀には、自分の役職と免稅地を含む役得とを、自己のカーズト仲間に対して売却したことが明らかにされているからである。第三に、著者は第四章において、国家は耕作農民が村を去るのを極力止めようとしたと記している(八二頁)が、このことは、耕作農民が、国家によって、農奴のように、土地や村に繫縛されていたという意味であろうか。第四に、著者は第八章で、シヴァーजीが維持した兵士の数に基づいてこの王国の総人口を推定しようとして試みている(一九三―一九四頁)が、その際王国外からの収入が兵士維持のための大きな財源になつていたらしいことが無視されているため、人口の推定がかなり恣意的に行われている。第五に、著者は、ウバリー農民を、一方で「小作人」、「小

作人または借地人」と呼び(二七、六四頁)、他方で「土地を持たない雇農」、「農業プロレタリアート」と呼んでいる(一九五—九六頁)。どちらが正しい定義と考えられているのであろうか。この点を特に指摘するのは、英領以前のマハーラシュトラ地方で、小作農民から区別された意味での雇農が多数存在したことは、まだ実証されていないと思われるからである。第六に、工業、交易、商業を論じた第九章で、商業株式会社形態および工場制手工業形態の存否についての言及があったらもつと興味深かったのではないであろうか。第七に、最後の章において、著者は、ワタンに関する紛議から生ずる訴訟の費用について言及している(二五三頁)が、この費用は何に使われたのであろうか。また著者は、全農産物の半分が国家によって収奪されたので、農産物の極く一部だけが農民によって市場で販売されたに過ぎないと述べている(二六〇頁)。確かに、地租は生産物の半分であったという表現はインド経済史に関する記述においてしばしば見出されるのであるが、かかる分量の農産物がいかに消費されたのだろうかという疑問が生ずるのであろう。

非農業人口が総人口の半分にもおよぶほどいたという意味であらうか、それとも地租として徴収された農産物の一部は王国外に輸出されたのであろうか。或いは、「全生産物」というのは、実際には、世襲役人、村の職人とサービス人などに対する支払い分や、その他の村費を差引いた残りの生産物を意味するのであろうか。こういう点についてもつと説明を加えてもらいたかった。

右に指摘された諸点は、本書を閲読する場合に留意されてよいと思われる諸点である。また巻頭の「正誤表」に示された誤植のほかにならぬ誤字・脱字が見られることも注意されなければならぬ。このような注意点はあるが、従来あまり知られていなかった分野を開拓し、数多くの新知識を提示した本書の先駆的意義ははなはだ大きい。本書は、一般の学徒の参考書として有益であるほか、将来この分野について専門的研究を志す学徒にとつて、史料検索のための不可欠な手引きにもなるであらう。

(一九七二・一二・一一) (一橋大学教授)